

特定まちづくり施設新築等（変更）届出書

年 月 日

大牟田市長 殿

届出者の住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名	称				
所	在 地				
主	要 用 途				
階	数	地上	階	地下	階
工	事 種 別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途変更			
延べ面積	まちづくり施設	新築等の部分		既存部分	合計
	内訳		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	まちづくり施設以外の用途	m ²	m ²	m ²	
延べ面積合計	m ²	m ²	m ²	m ²	
工 事 予 定 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
連絡先	所 在 地				
	事 務 所 の 名 称				
	氏 名	電話番号	-	-	
* 受付欄		* 処理欄			
年 月 日	主たる指導の内容等				
第 号					
係員印					

- 備考 1 建築物毎に届出をしてください。
 2 必要な図書を添付してください(整備範囲を明示すること。)
 3 連絡先は、代理者、設計者等がある場合に、その連絡先を記入してください。
 4 * 印の欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設新築等（変更）届出書

年 月 日

大牟田市長 殿

届出者の住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称					
施設 の 所 在 地					
工 事 種 別		新設 ・ 改良			
施設 の 内 容 及 び 規 模 （住宅団地開発にあつては、開発区域の面積及び住宅の建設予定戸数を含む。）					
工 事 予 定 期 間		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	所 在 地				
	事 務 所 の 名 称				
	氏 名	電話番号	-	-	
* 受 付 欄		* 処 理 欄			
年 月 日		主たる指導の内容等			
第 号					
係員印					

- 備考 1 必要な図書を添付してください。
 2 連絡先は、代理者、設計者等がある場合に、その連絡先を記入してください。
 3 *印の欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設工事完了届出書

年 月 日

大牟田市長 殿

届出者の住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
（ 建 築 物 の 場 合 ） 建 築 物 の 主 要 用 途			
計 画 届 出 年 月 日	年 月 日	計 画 届 出 受 付 番 号	第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	所 在 地		
	事 務 所 の 名 称		
	氏 名	電 話 番 号	— —
* 受 付 欄		* 処 理 欄	
年 月 日	実地検査： 年 月 日 検査結果等		
第 号			
係員印			
* 適 合 証 交 付 欄			
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 備考 1 必要に応じて図書又は写真等を添付してください。
 2 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
 3 *印の欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設適合状況報告書

年 月 日

大牟田市長 殿

報告者の住所

氏名

(記名押印又は署名)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第20条第1項(第27条第2項)の規定により、次のとおり報告しま

名	称				
所	在	地			
主	要	用	途		
階	数	地上	階	地下	階
床面積	まちづくり施設		報告部分		
	内訳		m ² (m ²)		
			m ² (m ²)		
			m ² (m ²)		
			m ² (m ²)		
床面積の合計		m ² (m ²)			
工事予定期間		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	所在地				
	事務所の名称				
	氏名	電話番号 - -			
* 受付欄		* 処理欄			
年 月 日	主たる指導の内容等				
第	号				
係員印					

- 備考 1 建築物毎に報告してください。
 2 必要な図書を添付してください(整備範囲を明示すること。)
 3 国等が報告を行う場合、新築等の部分については、床面積の欄中のかっこ内に記入してください。
 4 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
 5 *印の欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設適合状況報告書

年 月 日

大牟田市長 殿

報告者の住所

氏名

（記名押印又は署名）

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第20条第1項（第27条第2項）の規定により、次のとおり報告しま

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
施設の内容及び規模 （住宅団地開発にあつては、開発区域の面積及び住宅の建設予定戸数を含む。）					
工 事 予 定 期 間		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
連 絡 先	所 在 地				
	事 務 所 の 名 称				
	氏 名		電話番号 - -		
* 受 付 欄		* 処 理 欄			
年 月 日		主たる指導の内容等			
第 号					
係員印					

- 備考 1 必要な図書を添付してください。（整備範囲を明示すること。）。
- 2 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
- 3 *印の欄には、記入しないでください。

まちづくり施設適合証交付請求書

年 月 日

大牟田市長 殿

請求者の住所

氏名

（記名押印又は署名）

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第24条第1項第1号の規定により、適合証の交付を請求します。

名	称					
所	在	地				
主	要	用	途			
階	数	地上	階	地下		
延	べ	面	積	請求部分	その他の部分	合計
				m ²	m ²	m ²
連絡先	所	在	地			
	事	務	所	の	名	称
	氏	名	電	話	番	号
			— —			
* 受付欄			* 処理欄			
年	月	日	実地検査： 年 月 日			
			検査結果等			
第 号						
係員印						
* 適合証交付欄						
年	月	日				
第 号						
係員印						

- 備考 1 建築物毎に請求してください。
 2 適合状況を確認するのに必要な図書、又は写真等を添付してください。
 3 連絡先は、代理人、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
 4 * 印の欄には、記入しないでください。

まちづくり施設適合証交付請求書

年 月 日

大牟田市長 殿

請求者の住所

氏名

（記名押印又は署名）

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第24条第1項第1号の規定により、適合証の交付を請求します。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
施設内容及び規模 （住宅団地開発にあつては、開発区域の面積及び住宅の建設予定戸数を含む。）		
連絡先	所 在 地	
	事 務 所 の 名 称	
	氏 名	電話番号 — —
* 受 付 欄		* 処 理 欄
年 月 日	実地検査： 年 月 日 検査結果等	* 適 合 証 交 付 欄
第 号		年 月 日
係員印		第 号
		係員印

- 備考 1 適合状況を確認するのに必要な図書を添付してください。
 2 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
 3 *印の欄には、記入しないでください。

チェックリスト (福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表 (建築物)

年 月 日作成	作成者氏名	TEL
届出者氏名		
施設の名称		
施設の所在		
施設の概要	用途： / 階数： / 延べ面積：	

記入方法

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「○」印：基準に適合する、該当する 等 「×」印：基準に適合しない 「/」印：当該事項が関係しない 	整備内容の確認及び総合判定		
	整備概要	●整	◎望
記入例： (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm	○	○	

留意事項：○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

1 建築物	1.直接地上へ通ずる出入口			整備内容の確認及び総合判定		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。 					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。 (最低1カ所を120cm以上。)	内のり幅： cm 有効幅： cm		
	② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうち最低1カ所は自動開閉とし、その他は同左。			
	③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。			
	2.車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口			整備内容の確認及び総合判定		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。 					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。	内のり幅： cm 有効幅： cm		
② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	同左。				
③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。				
3.各室出入口			整備内容の確認及び総合判定			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口に適用される。 ※主として高齢者又は障害者等が利用する施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等」も「不特定かつ多数の者」に含まれる。以下同じ。 ● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。) ● 共同住宅等は、住戸の出入口のうち最低1カ所に適用される。 ◎ 共同住宅等は、住戸の出入口のすべてについて適用される。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する同一の部屋の出入口には適用されない。 						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。(共同住宅等は80cm以上。)	内のり幅： cm 有効幅： cm			
② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、開閉時に廊下等に突出しない構造。前後に高低差がないこと。				
③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。				

2 廊下等（全般）			整備内容の確認及び総合判定		
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 床面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
② 段差	階段の整備基準に準拠。	階段の望ましい基準に準拠。			
2.建物出入口と室出入口とを結ぶ廊下、大規模居室内の主要な通路等			整備内容の確認及び総合判定		
○ 建築物の出入口の基準を満たす当該出入口間の経路となる廊下等、及び床面積が200㎡を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路に適用される。					
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
● 最低1経路は整備基準を満たすこと。（用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。）					
● 整備基準を満たす昇降機が設置される場合、当該昇降機の出入口付近は廊下等に含まれる。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。ただし、末端付近（共同住宅等を除く）及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ違える構造の部分設ける場合は140cm以上で可。			
② 車いすの転回スペース	末端付近（共同住宅等を除く）を車いすの転回に支障のない構造とし、かつ50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。				
③ 高低差のある場合	整備基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。			
④ 水平部分	整備基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	望ましい基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。			
⑤ 壁面の配慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は視覚障害者の通行に支障のない措置。			
⑥ 休憩設備		建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。			
3.建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等			整備内容の確認及び総合判定		
○ 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等に適用される。					
○ 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。					
○ 建物出入口において常勤し視覚障害者を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合は適用されない。					
● 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 視覚障害者の誘導	最低1経路に、視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。（近接した建物出入口がある場合はそのうち最低1カ所が対象。）			

4. 傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定		
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
● 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)			
② 勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/12以下。			
③ 踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。			
④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。			
⑤ 手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。			
⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
⑦ 識別性	傾斜路は、踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	同左。			
⑧ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。			
※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 傾斜路上端付近の廊下等を、主に自動車の駐車のために供する場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				
3 階段			整備内容の確認及び総合判定		
○ 不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(踊場を含む。)に適用される。					
○ 共同住宅等については共用階段に適用され、学校、事務所及び工場については主要な階段に適用される。					
● 共同住宅等については、不特定かつ多数の者が利用する階のすべてに停止する昇降機が設置される場合には適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。(用途面積300㎡未満の建築物及び一般公共用の自動車車庫を除く。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	150cm以上。(共同住宅等は140cm以上。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。			
② 段の構造		けあげ16cm以下、踏面を30cm以上。			
③ 手すり	手すりを設置。	両側に手すりを設置。			
④ 回り段の回避	主要な階段は回り段以外の構造。(困難な場合を除く。)	主要な階段は回り段以外の構造。			
⑤ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
⑥ 識別性	踏面端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等によるつまずきにくい構造。	同左。			
⑦ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。			
※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 階段上端付近の踊場を、主に自動車の駐車のために供する場合、又は階段と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				

4 昇降機		1.エレベーター（設置義務）		整備内容の確認及び総合判定	
		○ 不特定かつ多数の者が利用し、避難階以外の階を有する建築物に適用される。 ○ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用されない。			
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
①	設置義務	避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上（※1）のものにはかごが当該階に停止するエレベーターを設置。（※2）	避難階以外の階を有する建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。		
②			最低1機は望ましい基準を満たす構造で、かつ主要な廊下等に近接して設置。		
③			望ましい基準適合等以外は整備基準に準拠した構造とする。		
	※注	（※1）学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場については、かつ階数が5以下（※2）当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が容易に享受又は購入できる措置を講じる場合は設置義務は適用されない。			
		2.エレベーター（構造）		整備内容の確認及び総合判定	
		○ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。 ○ 設置義務がある場合、最低1機は基準を満たすこと。 ● 避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上のものに適用される。（設置義務等は前項参照） ◎ 避難階以外の階を有する建築物に適用される。			
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
①	かごの奥行き	内法135cm以上。	同左。		
②	かごの平面形状	かごの幅は内法で140cm以上。車いすの転回に支障のない形状。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場においてかご正面壁に鏡を設置する場合を除く。）	かごの幅は内法で160cm以上。車いすの転回に支障のない形状。（共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は140cm以上。）		
③	かご内の表示装置	かご内に、かごの停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置。	同左。		
④	乗降ロビーの表示装置	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	同左。		
⑤	かご内の音声装置	かご内に、かごの到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置。（※1）	同左。		
⑥	かご及び昇降路の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上。	それぞれ90cm以上。（共同住宅等を除く。）		
⑦	かご内及び乗降ロビーの制御装置	車いす使用者が利用しやすい位置に設置。	同左。		
⑧	乗降ロビーの構造	上記以外は視覚障害者が円滑に操作できる構造。（※1）	同左。		
⑨	乗降ロビーの音声装置	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法150cm以上。	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法180cm以上。		
⑩	乗降ロビーの音声装置	かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。（※1）（※2）	同左。		
⑪	標示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示	同左。		
	※注	（※1）学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設は除く。 （※2）かご内にかごの到着開戸時に同様に機能する装置がある場合を除く。			

5 1.福祉型便房			整備内容の確認及び総合判定		
便所 ○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。 ◎ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用しない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	建築物ごとに福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。(男女の別がある場合はそれぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。(当該階の便房総数200超の場合は1%+2)			
②		福祉型便房のない便所並びに腰掛け便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。			
③	内部障害者等への配慮 用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物の1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1)	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備及び介護ベッド(長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの)を設けた福祉型便房を最低1ヶ所(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1) (1) フラッシュバルブ式汚物流し (2) 給湯設備 (3) 荷物置き棚その他の設備 (4) 水石けん入れ (5) 紙巻器 (6) 汚物入れ (7) 2以上の衣服を掛けるための			
④	出入口の有効幅員	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は80cm以上。	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm	
⑤	戸の構造	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。	同左。		
⑥	標示	出入口又はその付近に福祉型便房である旨を標示。	同左。		
※注			(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。		
2.男子用小便器			整備内容の確認及び総合判定		
○ 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	建築物ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	階ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。			
3.乳幼児用設備			整備内容の確認及び総合判定		
○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。(※1)					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備を設けた便房を最低1カ所以上。	同左。			
②	ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しな	同左。			
③	ベビーチェア、ベビーベッド等設備を設けた便房及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	同左。			
※注			(※1) 別表第1欄第2, 4, 14号の施設(官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等施設、物品販売業店舗)並びに病院、銀行のうち用途面積が2,000㎡以上の建築物に適用される。		

6 1.車いす使用者用駐車施設及び建物出入口等への経路となる通路			整備内容の確認及び総合判定		
<p>○ 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合適用される。</p> <p>○ 「建物出入口等」とはそれぞれの基準を満たすものに限られ、「経路となる通路」とは表面・段・幅員・高低差に関するそれぞれの基準を満たす敷地内通路及び駐車場内の通路を含むものに限られる。</p>					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	車いす使用者用駐車施設を最低1カ所設置。	車いす使用者用駐車施設を駐車台数の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設置			
② 設置位置	車いす使用者用駐車施設は、建物出入口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置。	同左。			
③ 幅	車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上。	同左。			
④ 表示	車いす使用者用駐車施設に車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示。	同左。			
⑤ 建物出入口等への通路の構造	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠。	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠。			
7 1.敷地内通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
<p>○ すべての敷地内通路及び公共用歩廊の通路が満たすべき共通性能としての規定。</p>					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 表面の仕上	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
② 段の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造。	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造。			
2.建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路等			整備内容の確認及び総合判定		
<p>○ 建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ敷地内通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。</p> <p>○ 「建物出入口」、「車いす使用者用駐車施設」とはそれぞれの基準を満たすものを指し、「道等」とは道若しくは公園、広場その他の空地を指す。</p> <p>○ 建物出入口と道等を結ぶ通路については、地形条件等により当該構造とすることが著しく困難で、かつ建物出入口まで直接車で寄り付ける場合は適用されない。</p> <p>● それぞれ最低1経路は整備基準を満たすこと。</p>					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 幅員	120cm以上。	180cm以上。			
② 車いすの転回スペース	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置。				
③ 高低差がある場合	敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。			
④ 排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。			
3.建物出入口と道等を結ぶ経路となる通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
<p>○ 建物出入口から道等に至る敷地内通路、公共用歩廊の主要な通路に適用される。</p> <p>○ 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。</p> <p>● 最低1経路は整備基準を満たすこと。</p>					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 視覚障害者の誘導	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	同左。			
② 注意喚起用床材	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路および段の上端付近の敷地内通路及び踊場に、注意喚起用床材を敷設。	同左。			

③	排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋を、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。			
4.敷地内通路等に設ける傾斜路及び踊場				整備内容の確認及び総合判定		
○ 傾斜路の勾配が1/20以下のものを除く。						
整備内容		●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	有効幅員	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上。)			
②	勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/15以下。			
③	踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。			
④			傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。			
⑤	手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。			
⑥	表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
⑦	識別性	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。	同左。			
8 1.車いす使用者用客室				整備内容の確認及び総合判定		
● 別表第1欄中第1号(宿泊施設)の施設で用途面積が2,000㎡以上、かつ客室の総数が50以上の施設には、1以上設置。						
◎ 別表第1欄中第1号(宿泊施設)の施設には、客室総数の2%以上(客室の総数が200超の場合は1%+2以上)設置。						
整備内容		●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	設置義務	用途面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。	宿泊施設には、客室総数の2%以上(客室総数が200を超える場合は1%+2以上)の車いす使用者用客室を設置すること。			
②	出入口の有効幅員	80cm以上。	同左。	内のり幅： 有効幅： cm		
③	出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、その前後に高低差なし。	同左。			
④	空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。	同左。			
⑤	便所の出入口の有効幅員	80cm以上。(※1)	同左。	内のり幅： 有効幅： cm		
⑥	便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。(※1)	同左。			
⑦	浴室内の配置	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。(※2)	同左。			
⑧	浴室内空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。(※2)	同左。			
⑨	浴室出入口の有効幅員	80cm以上。(※2)	同左。	内のり幅： 有効幅： cm		
⑩	浴室の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。(※2)	同左。			
⑪	浴室内床面の仕上げ	濡れても滑りにくい材料。(※2)	同左。			
※注		(※1) 客室内に便所を設けない場合、当該客室は不特定かつ多数の者が利用する福祉型便房のある便所に近接した位置に設置すること。 (※2) 当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は適用しない。				

9 1.浴室等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、1以上設置。(男子、女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上)。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。			
② 空間の確保		車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。			
③ 出入口の有効幅員		80cm以上。	内のり幅： 有効幅： cm		
④ 戸の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。			
⑤ 床面の仕上げ		濡れても滑りにくい材料。			
2.観覧席及び客席			整備内容の確認及び総合判定		
○ 娯楽施設、集会施設、スポーツ施設に、観覧席等を設ける場合には、車いす使用者用観覧スペースを設置する。構造は下記基準による。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に2カ所(観覧席総数が400超の場合は2カ所+超過200席までごとに1カ所加算(上限20))以上設置。			
② 客席スペース	1席あたり、幅85cm以上、奥行き110cm以上。	1席あたり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。			
③ 床面の仕上げ	水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
④ 転落防止措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。			
⑤ 有効幅員	出入口との経路となる通路の幅員は120cm以上。	同左。			
3.授乳及びおむつ替えの場所			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、物品販売業を営む店舗並びに病院及び銀行について適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。			
② 配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。			
③ 標示		出入口付近にその旨の標示。			
10 1.手すり			整備内容の確認及び総合判定		
○ 手すりを設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 形状	太さは外径3～4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	同左。			
② 誘導設備		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。(※1)			
③ 水平部分		傾斜路及び階段の手すりの両端は45cm以上の水平部分を設置。(構造上やむを得ない場合を除く。)			
※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。				
2.公衆電話			整備内容の確認及び総合判定		
○ 2機以上の公衆電話を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 操作部分の高さ	最低1機はダイヤル及びプッシュボタンが高さ90～100cmとなるよう設置。	同左。			
3.公衆ファックス			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗並びに病院について適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。			

4.視覚障害者用床材			整備内容の確認及び総合判定		
○ 視覚障害者用床材を設置する場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 識別性	原則として黄色。これによりがたい場合は周囲の床材と明度差又は輝度差の大きい色。	同左。			
② 標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T 9251に適合するものを標準。	同左。			
5.カウンター等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 高さ		高さ70cm程度。			
② 下部空間		車いす使用者に配慮し、下部に高さ60～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。			
6.水飲み器			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 高さ等		飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。			
② 給水栓		自動感知式、ボタン式又はレバー式。			
③ 近づきやすい空間		車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保。			
7.点滅型誘導灯等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除き、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 聴覚障害者への配慮		誘導灯などの設置場所のうち聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音声装置付誘導灯を設置。			

留意事項：○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

チェックリスト（福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係）

まちづくり施設整備項目表（旅客施設）

年 月 日	作成者氏名	TEL
-------	-------	-----

届 出 者 氏 名	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在	
施 設 の 概 要	

記入方法

◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び「判定」の欄を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等をする。 ◆ 適否の判定を次の記号により記入する。 「○」印：基準に適合する、該当する 等 「×」印：基準に適合しない 「／」印：当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定	
	整備概要	判定
	記入例： （最小幅員） 80cm （最大幅員） 120cm	○

1.円滑な移動が確保された経路		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 設 置 義 務	乗降場ごとに1以上設置。		
2 傾 斜 路 等	床面に高低差がある場合、傾斜路又はエレベーターを設置。 （構造上、困難な場合エスカレーター等で代用可） （旅客施設と一体的に利用される他の施設に傾斜路等が設置されている場合等はこの限りでない）		
3 公共用通路との出入口	① 有効幅員90cm以上。（構造上、困難な場合80cm以上）		
	② 直接屋外へ通ずる場合、出入口が雨にぬれないよう屋根又は以下A Bに定めるひさしの設置。（構造上、困難な傾斜路がある場合、傾斜路がぬれないような大きさであること。 A 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさであること。 B		
	③ 戸を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。 A 幅90cm以上。（構造上、困難な場合80cm以上） B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	④ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。（構造上、困難な場合、傾斜路を併設すること）		
4 通 路	有効幅員140cm以上。（構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※）		
	① ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
	② 戸を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。 A 幅90cm以上。（構造上、困難な場合80cm以上） B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	③ 照明設備の設置。		
5 傾 斜 路	① 有効幅員120cm以上。（段に併設する場合90cm以上）		
	② 粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。		
	③ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設。（同踊場の部分が自動車駐車場である場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合この限りでない）		
	④ 勾配が、屋内12分の1以下、屋外20分の1以下。		

		⑤ 高さが75cm超えの屋内の傾斜路で高さ75cm以内ごとに、高さが60cm超えの屋外の傾斜路で高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場の設置。		
		⑥ 両側に手すりが設置され、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。		
		⑦ 両側に側壁又は10cm程度の立上りの設置。		
6	エレベーター	① かご及び昇降路の出入口の有効幅員が、それぞれ80cm以上。		
		② かごの内法が、幅140cm以上、奥行き135cm以上で、車いすの転回に支障がない平面形状であること。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについてはこの限りでない。)		
		③ かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できる鏡の設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについてはこの限りでない)		
		④ かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかごの内外に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。		
		⑤ かごの正面及び両側面の壁面に手すりの設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについて		
		⑥ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有していること。		
		⑦ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する設備の設置。		
		⑧ かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備の設置。		
		⑨ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に操作できる位置での操作盤の設置。		
		⑩ かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上が、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。		
		⑪ 乗降ロビーに高低差がなく、幅及び奥行きがそれぞれ内法180cm以上。(構造上、困難な場合150cm以上)		
		⑫ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。		
		7	エスカレーター	⑬ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備の設置。(かご内に同様の設備が設けられている場合又は停止階が2のみである場合はこの限りでない)
① 上り専用と下り専用のそれぞれの設置。(旅客が同時に双方向に移動することがない場合、この限りでない)				
② 踏み段の表面及びくし板が、滑りにくい仕上げがなされていること。				
③ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。				
④ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できること。				
⑤ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できること				
⑥ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。(双方向に移動するエスカレーターについてはこの幅80cm以上。(複数のエスカレーターが隣接した位置にある場合、⑦、⑧のいずれかが適合していれば可)				
⑦ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする事ができる構造であり、かつ、車止めを設けていること。(複数のエレベーターが隣接した位置にある場合、⑦、⑧のいずれかが適合していれば可)				
2.通路		留意事項の確認及び総合判定		
整備内容	整備基準	整備概要	判定	
	① 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。			
	② 段を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。			

通	路	A 踏面の端部の全体が周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること B 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。			
3.傾斜路			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準	整備概要	判定	
傾	斜	路	①	両側に手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りでない)	
			②	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。	
			③	傾斜路の勾配部分が、接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できること	
			④	傾斜路の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合この限りでない)	
4.エスカレーター			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準	整備概要	判定	
エスカレーター		エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置。			
5.階段			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準	整備概要	判定	
階	段	①	けあげの寸法16cm以下、踏面の寸法30cm以上、けこみの寸法2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法が一定であること。		
		②	手すりを両側に設け、かつ、幅員が4mを超える場合、中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		③	手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字のはり付け。		
		④	回り段がないこと。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		⑤	踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		⑥	踏面の端部の全体が周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること。		
		⑦	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。		
		⑧	階段の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合、この限りでない)		
		⑨	照明設備の設置。		
6.視覚障害者用床材			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準	整備概要	判定	
1	床材の形状	①	色が原則として黄色であること。これによりかたい場合、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色であること		
		②	大きさが、縦30cm、横30cm、形状がJIST9251に適合するものを標準としていること。		
2	設置義務	①	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に設置すること。 (音声誘導装置等での代用可) (誘導者が常駐する場合等は、この限りでない)		
		②	①の通路等と、主要施設(※)との間の経路を構成する通路等に設置すること。(誘導者が常駐する場合等は、この限りでない) ※乗降ロビーに設けるエレベーター操作盤、点字等により		
		③	階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に設置すること。 ※客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所は、①②③についても敷設しないことができる。		
7.案内設備			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準	整備概要	判定	
		①	車両等の運行等に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		

案内設備	②	エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という)、案内板等の設備の付近に、これらの設備があることを表示するJISZ8210に適合す		
	③	公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置。(移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合この限りでない)		
	④	公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
	⑤	公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板の設置。		
	⑥	⑤の誘導案内板が、明確で分かりやすく表示され、視覚障害者に配慮した点字案内板、触知案内板等が設置されてい		
	8.便所		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
1 便所	①	出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
	②	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
	③	男子用小便器を設ける場合、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器の設置。		
	④	③の小便器に手すりの設置。		
	⑤	便所を設ける場合、そのうち1以上が①②③④の基準の他以下A Bの基準のいずれかに適合すること。		
	A	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。		
B	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有していること。			
2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所(1-⑤-A)	①	円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下A B Cの基準に適合すること		
	A	有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
	B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
	イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	ロ	自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	C	照明設備の設置。		
	②	出入口の幅が、80cm以上。		
	③	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合この限りでない)		
	④	出入口に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置		
	⑤	出入口に戸を設ける場合、以下A B Cの基準に適合すること。		
A	幅80cm以上。			
B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。			
⑥	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。			
	①	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
	②	出入口に、便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。		
	③	腰掛便座及び手すりの設置。		

3	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房(1-⑤-A)	④	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。						
		⑤	出入口の幅80cm以上。						
		⑥	出入口に戸を設ける場合、以下ABCの基準に適合すること。	A	幅80cm以上。				
				B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。				
		⑦	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。						
		4	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有した便所(1-⑤-B)	①	円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること 有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること	B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
						イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。									
C	照明設備の設置。								
②	出入口の幅80cm以上。								
③	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合、この限りでない)								
④	出入口に戸を設ける場合、以下ABCの基準に適合すること。					A	幅80cm以上。		
						B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
⑤	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。								
⑥	出入口に、便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。								
⑦	腰掛便座及び手すりの設置。								
⑧	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。								
9.乗車券等販売所、待合所及び案内所				留意事項の確認及び総合判定					
	整備内容			整備基準	整備概要	判定			
1	乗車券等販売所			以下の①②③④⑤の基準に適合する乗車券等販売所の、施設内に1以上の設置。					
		①	円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること 有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること	B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。				
				イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)				
					自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。				
				C	照明設備の設置。				
				②	出入口を設ける場合、その1以上が以下ABCの基準に適合すること。				
				A	幅80cm以上。				
				B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。				
				イ	幅80cm以上。				
		高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。							

		C	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (やむを得ず段を設ける場合、傾斜路を併設すること)		
		③	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合こ		
		④	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を乗車券等販売所に表示していること。(勤務する者を置かない場合		
		⑤	券売機を設ける場合、金銭投入口の高さが130cm程度であり、運賃等が点字で表示されていること。		
2	待 合 所		カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでな		
3	案 内 所	①	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限り		
		②	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を案内所に表示していること。(勤務する者を置かない場合この限りでな		
10.鉄道駅、軌道停留場				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
1	改 札 口	①	有効幅員90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
		②	自動改札機を設ける場合、改札機又はその付近に、改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示していること		
2	プラットフォーム	①	プラットフォームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいこと。この場合、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けていること。		
		②	プラットフォームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とが、できる限り平らであること。		
		③	プラットフォームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		④	排水のための横断勾配が、1%を標準としていること。(構造上、困難な場合及びホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットフォームはこの限りでない)		
		⑤	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		⑥	発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームの場合、ホームドア又は可動式		
		⑦	⑥でいう以外のプラットフォームの場合、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置。		
		⑧	プラットフォームの線路側以外の縁端に注意喚起用床材の敷設及び両端に高さ110cmから150cm程度の転落防止のためのさくの設置。(ホームドア又は可動式さくが設けられたプラットフォームの場合、この限りでない)		
		⑨	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		
		⑩	照明設備の設置。		
		⑪	ベンチ等利用者の休憩用施設の設置。		
11.バスターミナル				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
	乗 降 場	①	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		②	乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備の設置。		
		③	乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造であること。		
12.旅客船ターミナル				留意事項の確認及び総合判定	

整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 乗降用設備	① 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であること。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	② 幅90cm以上。		
	③ 手すりの設置。		
	④ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
2 転落防止設備	視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、さく、気状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置		
13.航空旅客ターミナル施設		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 保安検査場	① 門型の金属探知機を設置して検査を行う場合、保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための別の通路の設		
	② ①の通路の幅90cm以上。		
	③ 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示していること。		
2 旅客搭乗橋	① 幅90cm以上。		
	② 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。		
	③ 勾配12分の1以下。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	④ 手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りではない)		
	⑤ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
3 改札口	各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち、1以上が幅80cm以上。		

チェックリスト (福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表 (その他)

年 月 日作成	作成者氏名	TEL
---------	-------	-----

届出者氏名	
施設の種類	
施設の所在	
施設の概要	

記入方法

◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。 ※ 「○」印：基準に適合する、該当する 等 「×」印：基準に適合しない 「／」印：当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備概要</th> <th>●整</th> <th>◎望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入例： (最小幅員) 80cm</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(最大幅員) 120cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	整備概要	●整	◎望	記入例： (最小幅員) 80cm	○	○	(最大幅員) 120cm	
整備概要	●整	◎望							
記入例： (最小幅員) 80cm	○	○							
(最大幅員) 120cm									

留意事項：○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

道路	1.歩道(全般)		留意事項の確認及び総合判定			
	○ 基本として歩道は道路構造令に従って設ける。 ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第2条第21項に規定する重点整備地区においては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。)					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩車道の分離	歩道と車道を明確に分離。	同左。			
	② 有効幅員	原則200cm以上	200cm以上			
	③ 歩道面の勾配等	イ) 縦断勾配は、5パーセント以下とする。(沿道の状況によりやむを得ない場合は8パーセント以下) ロ) 横断勾配は、1パーセントとし雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造とする。平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。 ハ) 縦断勾配を設ける箇所には横断勾配は設けない	同左。			
	④ 排水溝の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
	⑤ 縦断勾配	5%以下。(沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下。)	同左。			
	⑥ 歩道上の設置物の配慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共架して整理統合し歩道の有効幅員を確保。	同左。			
	2.歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分		留意事項の確認及び総合判定			
	○ -					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 段差	2cmを標準。	同左。			
	② 切下げ部分の配慮	切下げ部分に排水ますが位置しないよう配慮。	同左。			
	3.歩道を横断する車両出入口		留意事項の確認及び総合判定			
	○ -					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩道の平坦性	歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮。	同左。			
	② 歩道等に対する高さ	5cmを標準。	同左。			

4.視覚障害者用床材			留意事項の確認及び総合判定	
○ -				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 設置義務	公共交通機関の旅客施設や視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。	同左。		
② 識別性	原則として黄色とし、これによりがたい場合は周囲の床材と明度差の大きい色。	同左。		
③ 標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T 9251に適合するものを標準とする。	同左。		
5.立体横断歩道施設			留意事項の確認及び総合判定	
○ バリアフリー新法第2条第21項に規定する重点整備地区においては、道路移動等円滑化基準に定めるところによること。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 手すり	両側に二段の手すりを設置	同左。		
② 回り段の回避	回り階段以外の構造。	同左。		
③ 表面の仕上げ	平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げ。	同左。		
④ 段の構造	けあげ15cm、踏面30cmを標準、けこみ2cm以下。	同左。		
⑤ 照明	照明を設置。	同左。		
⑥ エレベーター等	駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、エレベーター又は傾斜路を設けること。構造は道路移動等円滑化基準によること。	同左。		
⑦ エスカレーター		必要に応じ、エスカレーターを設置することとし、構造は道路移動等円滑化基準に定めるところによること。		
6.乗車場			留意事項の確認及び総合判定	
○ -				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 高齢者、障害者等への配慮	バス・タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造。	同左。		
7.案内表示			留意事項の確認及び総合判定	
○ -				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 高齢者、障害者等への配慮	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ及び色等に配慮。	同左。		
8.視覚障害者用信号機			留意事項の確認及び総合判定	
○ -				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 設置義務		信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合、視覚障害者用信号機の設置。		
9.休憩所の設置			留意事項の確認及び総合判定	
◎ 歩行者用の休憩所の設置が適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 設置義務		歩行者用の休憩所を設置。		

公園	1.出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	○最低1カ所の出入口に適用される。					
①	有効幅員	120cm以上。	同左。			
②	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
③	車止め柵	90cm以上の間隔を標準とし、柵の前後に150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
2.園路				留意事項の確認及び総合判定		
	○園路は敷地の地形条件を考慮する。					
整備内容				●整備基準	◎望ましい基準	整備概要
①	有効幅員	原則180cm以上。	180cm以上。			
②		やむを得ない場合は、幅を120cm以上とすることができる。ただし、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50cm以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置。				
③	勾配(縦断勾配)	縦断勾配は原則として4%以下。	同左。			
④		最大でも8%以下。	同左。			
⑤		縦断勾配が50m以上続く場合は途中に150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑥		縦断勾配が4%を超える場合は斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、かつ少なくとも片側に手すりを設けて斜路の両端から50cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑦	勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
⑧		やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
⑨	舗装面の処理	舗装面は滑りにくい仕上げとし、砂利は用いない。	同左。			
⑩	排水溝の蓋等	園路を横断する排水溝には蓋掛けをし、格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
⑪	縁石の切り下げ	幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下。	同左。			
⑫	転落防止措置	危険落下防止用の縁石は高さ10cm以上。	同左。			
⑬	段	園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
3.階段				留意事項の確認及び総合判定		
	○階段は、基準を満たすとともに、舗装材を変えたり注意喚起用床材を敷設すること等により明確に位置表示を行い、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと					
整備内容				●整備基準	◎望ましい基準	整備概要
①	段の構造	けあげ16cm以下、踏面30cm以上、けこみ2cm以下、有効幅員90cm以上でかつ同一階段では、けあげ・踏面・けこみの寸法一定。	同左。			
②		踏面は、降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、踏面と段鼻の段差がない。	同左。			
③		段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない	同左。			

④	踊場	階段高さ2.5m以内ごとに踏幅1.2m以上の段差のない踊場を設置。	同左。			
⑤	手すりの設置義務	少なくとも片側に設置し、特に幅の広い場合は中間にも設置。	同左。			
⑥		主要動線の階段については、両側に手すりを設置。	同左。			
⑦	手すりの仕様	両端部から50cm以上水平延長。	同左。			
⑧		取付高さは大人用80cm、子ども用60cmを標準。	同左。			
⑨		手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付け。	同左。			
⑩	水平部分	階段の両端には120cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑪	立ち上がり部	階段の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			
4.傾斜路				留意事項の確認及び総合判定		
○ 傾斜路の基準は、階段または段を迂回するための傾斜路に適用される。						
整備内容		●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	設置義務	主要動線に階段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
②		特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものを設置。	同左。			
③	幅員	120cm以上。	同左。			
④		階段又は段に併設する場合は、90cm以上。	同左。			
⑤	勾配（縦断勾配）	縦断勾配は原則として4%以下、最大でも8%以下。	同左。			
⑥		高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑦		縦断勾配が4%を超える場合は、斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑧	勾配（横断勾配）	横断勾配は設けない。	同左。			
⑨	路面の仕様	路面は滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑩	手すりの連続性	両側に第3項第4号に規定する構造の手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせない。	同左。			
⑪	立ち上がり部	傾斜路の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			

5.視覚障害者用床材等			留意事項の確認及び総合判定		
○ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所において適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。	同左。			
② 視覚障害者用床材の仕様	色は、原則として黄色。ただし、これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色。	同左。			
③	大きさは、縦30cm、横30cm、形状は、JIS T9251に適合するもの	同左。			
6.野外テーブル			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外テーブルの基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① アプローチ	アプローチ方向の床面に150cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
② 下部空間		テーブルの下に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保。			
7.飲用水栓			留意事項の確認及び総合判定		
○ 飲用水栓の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① アプローチ	アプローチ方向の床面に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
② 下部空間		飲用水栓の下に高さ65cm以上の空間を確保。			
③ 高さ等の制限	飲み口の高さは車いすに腰かけたまま使用できるよう76cmを標準とし、水栓も使用しやすい位置及び構	同左。			
8.手洗場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 手洗場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 手洗場の構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
9.駐車場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 駐車場の基準は、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車公園出入口や建造物間近の車動線を横断しない位置で、かつ可能な限り勾配の少ないところに設置し、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
② 設置位置等		同左。			
③ アクセス等	歩道や園地からの出入りに支障のないよう注意。	同左。			
④ 施設の寸法	ドアやトランクを全開でき車いすと自動車との乗り換えが容易に行えるよう、幅350cm以上、奥行き500cm以上のスペースを確保。	同左。			
⑤	車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置。	同左。			

10.休憩所等			留意事項の確認及び総合判定		
○ 休憩所等について、車いす利用者への配慮の基準については公園内に休憩所等を設ける場合に適用され、出入口以下の基準については休憩所等の最低1カ所に適用さ					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 車いす利用者への配慮	車いす使用者の休憩所等へのアクセス及び休憩所等内での移動に配慮した休憩所等の配置・間取り等を計画。	同左。			
②	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
③ 出入口の構造	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
④	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
⑤ カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
⑥ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
⑦ 便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			
11.管理事務所			留意事項の確認及び総合判定		
○ 管理事務所の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の構造	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
③	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
④ カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
⑤ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
⑥ 便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			

12. 便所			留意事項の確認及び総合判定		
○ -					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	公園には、必要に応じ、基準に適合する車いす使用者等に配慮した便所を設置。	同左。			
② 出入口の有効幅員	90cm以上。	同左。			
③ 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併用を設ける場合は、幅は原則90cm以上の引き戸又は外開き戸とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
④ 戸の構造	車いす使用者の出入り及び回転が可能なものとし間口・奥行きともに200cm以上を標準。	同左。			
⑤ 便房の大きさ	床の表面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑥ 床の様	便器その他の配置は、車いす使用者の動作上支障のないよう配置。	同左。			
⑦ 便器の配置	和式は用いず、大便器は洋式、小便器は手すり付きストール型。	同左。			
⑧ 便器の様	容易に操作できるもの。	同左。			
⑨ 水洗器具の様等	壁ぎわの高さ70～80cmに必ず手すりを設け、必要に応じて可動式。	同左。			
⑩ 手すりの様等	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
⑪ 案内表示	13. 案内表示				
留意事項の確認及び総合判定					
○ -					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	公園の出入口等に必要に応じて設置。	同左。			
② 構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
③ 表示内容	当該案内表示に表示された内容が容易に識別できる。	同左。			
④ 主要な箇所での設置義務		公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障害者のための案内板を設置。			
⑤ 点字表示		点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示。			
⑥ 文字の識別		できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にする。			
⑦ 盲導鈴等		必要に応じ、盲導鈴等を設置。			
14. 屋根付き広場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 屋根付き広場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併用	同左。			
③ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			

15. 野外劇場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外劇場の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併	同左。			
以下③から⑨の基準は出入り口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
③ 幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
④ 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併	同左。			
⑤ 勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
⑥ 勾配(横断勾配)	最大でも8%以下。	同左。			
⑦ 勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
⑧ 路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑩ 車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
⑪ 車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
⑫ 車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	同左。			

16. 野外音楽堂			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外音楽堂の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併	同左。			
以下③から⑨の基準は出入り口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
③ 幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
④ 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併	同左。			
⑤ 勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
⑥ 勾配	最大でも8%以下。	同左。			
⑦ 勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
⑧ 勾配	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
⑨ 路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑩ 車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
⑪ 車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
⑫ 車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	同左。			

路 外 駐 車 場	1.車いす使用者用駐車施設		留意事項の確認及び総合判定		
	● 建築物以外の路外駐車場について、最低1カ所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。				
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
	① 駐車場の幅	350cm以上。			
	② 案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。			
③ アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路（路外駐車場移動円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。				
2.路外駐車場移動円滑化経路		留意事項の確認及び総合判定			
● 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が利用できる経路とすること。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 段差	経路上に段を設けないこと。ただし傾斜路を併設する場合は、この限りでない。				
② 出入口	出入口の幅は、80cm以上とすること。				
③ 経路幅	経路幅は120cm以上とする。また50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。				
④ 傾斜路を設ける場合の構造	幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上				
	勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。				
	高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。				
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。				
住 宅 開 発 団 地	1.団地内歩道		留意事項の確認及び総合判定		
	● 団地内歩道の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。				
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
	① 団地内歩道の構造等	「3.道路」の整備基準に準拠。			
	2.団地内公園		留意事項の確認及び総合判定		
● 団地内公園の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 団地内公園の構造等	「4.公園」の整備基準に準拠。				

留意事項：○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準